

## 20年経験者研修実施運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、20年経験者研修実施要綱6に基づき、20年経験者研修実施運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 運営委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 20年経験者研修に係る実施計画
- (2) 20年経験者研修に係る年間研修計画
- (3) 20年経験者研修に係る評価
- (4) 20年経験者研修に係る実施上の諸問題
- (5) その他

### (構成)

第3条 運営委員会は、別表Iに掲げる基準により委員23名以内をもって組織する。

2 運営委員会に、委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、県立総合教育センター総合企画長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、県立総合教育センター副所長をもって充てる。

### (会議)

第4条 委員長は、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議の公開)

第5条 運営委員会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

### (会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 協議事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、委員長及び出席した委員のうちから委員長が指名した2名の委員が署名するものとする。

### (幹事会)

第7条 運営委員会に、会議事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表IIに掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、県立総合教育センター教育主幹相当職（教職員研修担当）が招集し、主宰する。

### (報告)

第8条 委員長は、運営委員会における協議の結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、県立総合教育センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は委員長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（委員）

職 名 等	人数
教育行政機関の職にある者 県立総合教育センター総合企画長、県立総合教育センター副所長（2名） 教育事務所主席指導主事代表1名	4名
学校教育機関の職にある者 県国公立幼稚園・こども園長会代表1名、県国公立幼稚園・こども園教育研究会代表1名、県国公立幼稚園教諭代表1名 公立小学校校長会代表1名、中学校長会代表1名、高等学校長協会代表1名、特別支援学校長会代表1名、20年経験者研修実施校教頭代表4名、公立小学校教諭・主幹教諭代表2名、中学校教諭・主幹教諭代表2名、高等学校教諭・主幹教諭代表3名、特別支援学校教諭・主幹教諭代表1名	19名

別表Ⅱ（幹事）

課 所 等	職名
県立総合教育センター（教職員研修担当）	教育主幹相当職
県教育局県立学校部及び市町村支援部 県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、保健体育課	指導主事 管理主事等
県立総合教育センター	指導主事等